

Client Alert

2019年1月号 (Vol.61)

1. はじめに
2. 知的財産法：「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」の公表
3. 競争法 / 独禁法：「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」の公表
4. エネルギー・インフラ：FIT 制度改正の全体像
5. 労働法：働き方改革関連法の最新動向 / 改正入管法の成立、基本方針等の公表
6. 会社法：金融庁、会計監査人の交代を含む会計監査に関する情報提供の充実を提言
7. 危機管理：公益通報者保護法改正の方向性を示す - 公益通報者保護専門調査会が報告書を公表
8. 一般民事：給与前払いサービスの提供の貸金業該当性についての金融庁見解
9. M&A：MAE の発生等による合併契約の終了を認めたデラウェア州裁判例 (Akorn v. Fresenius 判決)
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、企業開示についてのプリンシプルを公表
11. 税務：平成 31 年税制改正の大綱
12. 中国・アジア (インドネシア)：土地・空間計画省による、「事業許認可統合電子サービス (OSS) に関する政令 2018 年第 24 号」の施行規則の公布
13. 新興国 (ロシア)：“pre-retirement-age” employees の解雇規制等の施行
14. 国際訴訟・仲裁：ICC 国際仲裁裁判所、プラクティスノートを改訂

1. はじめに

初春のお慶びを申し上げます。

本年もよろしく願いいたします。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年1月号 (Vol.61) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」の公表

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2018年12月7日の会合において、著作権に関する検討課題に関して中間的な取りまとめ(「中間まとめ」)を行いました。

Client Alert

た。同中間まとめは、これまでの議論により法改正の方向性が定まった以下の事項等に関して検討結果を整理したものととなります。

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

ダウンロード違法化の対象範囲の見直し

アクセスコントロール等に関する保護の強化

著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・種苗法関係）

今後は、パブリックコメントの結果を踏まえて、最終的な取りまとめに向けて更なる検討が行われる予定です（なお、意見募集は2019年1月6日に終了しています。）いづれの事項も著作権実務に影響を与える項目となりますので、法改正に向けた今後の動向を注視する必要があります。

なお、TPP11協定が2018年12月30日に発効したことに伴い、同日付で、保護期間の延長（50年から70年へ）等を内容とする著作権法の改正が施行されています。これにより、元々2018年12月31日で満了することとなっていた著作権等の保護期間が20年間延長されていますので、留意が必要となります。

<参考資料>

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000180847>

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

アソシエイト 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhmjapan.com

3. 競争法 / 独禁法 : 「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」の公表

2018年12月18日、経済産業省、公正取引委員会及び総務省の3省庁は共同で、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を公表しました。同基本原則は、同月12日に3省庁が公表した、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会の中間論点整理(本レターの前号では、中間論点整理(案))についてご紹介しました。)を踏まえて策定されたものであり、3省庁は今後、同基本原則に沿った具体的措置を早急に進めると述べています。

基本原則は、デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点、プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進、デジタル・プラットフォームに関する公

Client Alert

正性確保のための透明性の実現、 デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現、 データの移転・開放ルールの検討、 バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築、 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーションの7項目からなり、項目・内容ともに中間論点整理を踏襲しています。

基本原則は、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進めるとし、今後各種業法・消費者保護関連法令が見直される可能性に触れているほか、デジタル・プラットフォームによる市場の支配やデータの囲い込み・搾取等、独占禁止法に関する論点を多く含んでいます。公正取引委員会は、デジタル・プラットフォームに対する実態調査を今月には開始することを明らかにしています。また、同委員会の委員長や事務総長は、個人からのデータの不当な収集に対して優越的地位の濫用規制を適用する可能性や企業結合審査におけるデータの評価といった具体的な措置として考えられる内容について、現行の法解釈・運用を検証し、必要に応じて運用の改善や制度的な取組等を行う可能性に言及しています。中間論点整理(案)に対しては、デジタル・プラットフォームの定義が曖昧であるために過剰規制となるおそれや、過剰規制によりイノベーションを阻害するおそれ等が指摘されています。このように規制のバランスを取ることが容易でない分野について、公正取引委員会が今後どのような具体的な措置を講じるのかが注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

4. エネルギー・インフラ：FIT 制度改正の全体像

2018年12月5日、経済産業省は、事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応についての方針を公表し、同月21日及び27日には、その詳細運用等を公表しています。また、同月21日には、バイオマス比率の変更についての対応も併せて公表されています。これらの公表を踏まえ、今般のFIT 制度改正(「本件改正」)の概要は以下のとおり整理されます。

未稼働太陽光発電案件に係る対応措置

2012年度から2014年度の間にはFIT認定を受けた10kW以上の太陽光発電案件のうち、2016年7月31日までに接続契約を締結した案件(運転開始期限に関する、「3年ルール」の適用がない案件。以下「対象案件」)を対象に、以下の措置を講じます。但し、(a)2018年12月5日0時時点で電気事業法48条1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されている案件、又は(b)2018年12月5日0時時点で森林法10条の2に基づく林地開発許可を取得し、林地開発行為着手届出が不備なく受理されており、かつ2019年9月30日までに工事計画届出が不備なく受理され、同年10月31日までに太陽光パネル等の設置工事に着手する案件である旨、下記に記載する系

Client Alert

統連系工事着工申込みの前に経済産業省から確認を受けている 2MW 以上の事業（「除外案件」）は対象案件から除外されます（但し、着工申込み自体は行う必要があります。）。

- (i) 送配電事業者が最短の「連系開始予定日（発電設備と電線路とを電氣的に接続する予定日）」を決定できる状態を「運転開始準備段階」と考え、この連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続きとして「送配電事業者への系統連系工事の着工申込み」を明確に位置付けて、送配電事業者が当該申込みを不備なく受領¹した日を基準に、今回の措置の適用を判断します。かかる申込み（「着工申込み」）が受理されるためには、発電設備を設置する土地²の使用の権限が既に得られている、農振除外及び農地転用の許可の取得（又は届け出の受理）条例に基づく環境影響評価（条例アセス）の公告・縦覧、並びに林地開発許可の取得が完了していること（いずれも必要な場合に限る）かつ、申込後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わない³ことが要件となるとされています。
- (ii) 2MW 以上の事業については、2019 年 9 月 30 日まで（提出期限：2019 年 8 月末日途）に、条例アセス対象事業については、2020 年 3 月 31 日まで（提出期限：2020 年 2 月末日途）に、着工申込みの受領がなされた場合には調達価格は変更されません。これらの事業以外については、2019 年 3 月 31 日まで（提出期限：2020 年 2 月 1 日）に着工申込みの受領がなされない限り、調達価格が変更されます。この場合、2019 年度に着工申込みが受領されたものについては、2017 年度の調達価格（21 円/kWh）が適用されます。
- (iii) 着工申込みの受領後に不備が見つかった場合、運転開始前であれば着工申込みの再提出を求められ、運転開始後であれば運転開始時に着工申込みの再提出がなされたものとみなされ、それぞれ当該時点を基準に調達価格が変更されます（すなわち、事後的に要件不充足が指摘されると調達価格が変更されるリスクが残っています。）。
- (iv) 上記(ii)の受領期限に間に合った案件の運転開始期限は、2MW 以上の事業は 2020 年 9 月 30 日、条例アセス対象事業は 2020 年 12 月 31 日⁴、その他の事業は 2020 年 3 月 31 日です。受領期限を徒過した案件の運転開始期限は、最初の受領日から 1 年後の日です。
- (v) 着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する予定日に何らかの理由（工事の遅延等）で連系開始が間に合わなくなった場合でも、再度の着工申込みは不要であり、調達価格の変更は生じません。

¹ 経済産業省が 2018 年 12 月 21 日付で公表した Q&A（「Q&A」）によれば、電力会社は申込書に不備がなければ申込書に記載のとおり着工申込みの要件は満たされているものとして取り扱うことになるが、当該情報の提供を受けた経済産業省が自治体等を通じて要件を確認するものとされています。

² Q&A によれば、「再生可能エネルギー発電事業計画に記載される全ての土地の使用の権限が必要」とされています。

³ 軽微変更届出は可能とされています。

⁴ 条例アセス対象事業の場合、受領期限から 9 ヶ月で運転開始期限が到来する点に留意が必要です。

Client Alert

- (vi) 対象案件については、着工申込みの前であれば太陽光パネルの変更を行っても調達価格は変更されません（2018年12月10日付で施行済み）。但し、除外案件については、太陽光パネルの変更を行った場合、除外案件として取り扱われなくなり、着工申込みの受領のタイミングによっては調達価格の変更が生じる可能性があります。

バイオマス比率の変更への対応について

以下のとおり、バイオマス比率の変更⁵を調達価格変更事由とします。

- (i) 施行日時点で特定契約未締結の案件については、認定に係る全体のバイオマス比率を、FITによる毎月の買取上限とし（上限を超えた分は、非FITの再エネ電気として売電）、買取上限を引き上げる場合にはバイオマス全体について最新の調達価格に変更します。バイオマス区分ごとの買取上限は設定しません。
- (ii) 施行日時点で特定契約締結済みの案件については、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で増加させる場合に、バイオマス全体について最新の調達価格に変更します。
- (iii) 既存・新規案件を問わず、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で40%以上減少させる場合は、バイオマス全体について最新の調達価格に変更する。また、認定に係る区分ごとのバイオマス比率（非バイオマスも含めた供給電力量全体に占める割合）を年間で20%以上増加させる場合、当該区分について最新の調達価格に変更します。

上記は、いずれも2019年4月1日から施行される予定です。本件改正に係るパブリックコメント募集時の改正案からは大幅に変更されているため、実務上の対応に当たっては上記の内容を正確に把握する必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

アソシエイト 久保 圭吾

☎ 03-6266-8975

✉ keigo.kubo@mhmjapan.com

⁵ 年間実績の定期報告において認定と異なる比率が記載されていた場合には、事業計画の変更認定申請が促され、当該変更認定をもって調達価格が変更されることとなる見込みです。

Client Alert

5. 労働法：働き方改革関連法の最新動向 / 改正入管法の成立、基本方針等の公表

本号は、前号（第 60 号）に引き続き、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革関連法」）の最新動向についてお知らせするとともに、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（「改正入管法」）が成立し、政府の基本方針等も公表されましたので、併せてお知らせいたします。

（1）働き方改革関連法の最新動向

2018 年 12 月 28 日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の解釈について」（基発 1228 第 15 号）⁶及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」（基発 1228 第 16 号）⁷の各通達が発令されました。前者の通達では、働き方改革関連法による労基法（同法規則含む。）改正部分のうち、フレックスタイム制、時間外労働の上限規制、有休付与義務、労働条件の明示方法、過半数代表者に関して、後者の通達では、産業医・産業保健機能の強化、面接指導等に関して、いずれも具体的な解釈が示されております。「上限規制の適用除外・猶予業務との間で業務転換や出向を行ったときはどのような扱いとなるのか。」「半日単位や時間単位で労働基準法 39 条 7 項の時季指定を行うことはできるか。」等、実務上問題となり得る疑問点に対する具体的な解釈が示されておりますので、内部規定の整備等を進めるあたり、大いに参考になるものと思われれます。

また、前号（第 60 号）でお伝えした高度プロフェッショナル制度や同一労働同一賃金に関する動向にも進展が見られました。高度プロフェッショナル制度については、前号（第 60 号）でお伝えした省令・指針案について、2018 年 12 月 14 日に労働政策審議会に諮問がなされ、同月 26 日、同審議会からおおむね妥当との答申が出されました。厚生労働省からは、当該答申を踏まえ、速やかに省令・指針の制定作業を進めるとのコメントが出されています。最終的な省令・指針の公表まで大きく間が空くとは考えにくく、引き続き動向に着目する必要があります。同一労働同一賃金については、2018 年 12 月 28 日に、同一労働同一賃金ガイドラインが正式に公表されました。今後は左記ガイドラインをもとに、有期・短時間労働者や派遣労働者に関する待遇の合理性を検討することとなります。

（2）改正入管法の成立、基本方針等の公表

2018 年 12 月 8 日、改正入管法が成立いたしました。同法は、2019 年 4 月 1 日から施行されます。

主な改正内容としては、今、大きな社会的問題となっている人手不足の解消のため、新たな就労資格である「特定技能」の資格が設けられました。改正入管法においては、

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf>

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000465070.pdf>

Client Alert

政府の基本方針及び産業分野別の運用方針を策定・公表するとされていましたが、いずれも 2018 年 12 月 25 日に閣議決定され、公表されました。

改正法及び上記各方針を踏まえた「特定技能」資格の概要は以下のとおりです。

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
対象業務	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務	熟練した技能を要する業務
対象業種	14 業種 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電気・電子機器関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造、外食	2 業種 建設、造船・船用工業
要件	最長 5 年間の技能実習修了、又は、当該業務の所管省庁が指定する技能・日本語の試験に合格	当該業務の所管省庁が指定する一定の試験に合格すること等で移行可能
在留期間	通算して 5 年	実質無制限（更新可能、更新回数に制限なし）
家族帯同	不可	可

また、外国人材の生活支援に関しては、2018 年 12 月 25 日に、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が公表され、行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口（「多文化共生総合相談ワンストップセンター」）の設置、110 番を始めとした各種窓口の多言語化対応、金融機関での口座開設を可能とする環境整備等、126 の施策が示されています。

そして、改正法の具体的な内容は、その多くが省令に委任されています。法務省は、2018 年 12 月 28 日に、かかる省令案についてパブリックコメントの募集を開始しました。主な政省令案の内容は以下のとおりです。

新設する省令

(i) 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

- ・受入れ機関が外国人と結ぶ契約に関し、報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること等を規定
- ・受入れ機関が満たす基準として、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること、報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと等を規定
- ・支援計画が満たすべき基準等について、基本方針に記載された支援内容（生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応など）を規定

Client Alert

(ii)分野技能水準に関する省令

- ・受入れ対象分野、技能水準について、分野別運用方針を反映させた形で規定
既存の省令の改正

(i)上陸基準省令

- ・外国人本人に関する基準として、紹介業者等から保証金の徴収等をされていない
こと、18歳以上であること等を規定

(ii)出入国管理及び難民認定法施行規則

- ・受入れ機関の届出事項、手続きや、登録支援機関の登録に関する規定等を規定
- ・1回あたりの在留期間について、1号特定技能外国人は1年、6ヶ月又は4ヶ月、
2号特定技能外国人は3年、1年又は6ヶ月

上記省令案は、制度の具体的な運用内容を示すものであり、特定技能外国人の受入れを検討されている場合には、上記省令案の内容を確認するとともに、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhmjapan.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhmjapan.com

6. 会社法：金融庁、会計監査人の交代を含む会計監査に関する情報提供の充実を提言

2018年12月20日、金融庁は、「会計監査についての情報提供の充実について(案)」(「本案」)を公表しました。本案では、会計監査人の交代に関する説明・情報提供の拡充及び通常とは異なる監査意見(無限定適正意見以外の意見)についての説明・情報提供の拡充が提言されています。

に関しては、会計監査人の異動があった場合は、異動に至った理由及び経緯や当該理由及び経緯に係る会計監査人の意見を記載した臨時報告書の提出(金融商品取引法24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項9号の4)並びに同様の情報の取引所における開示が求められている(東京証券取引所有価証券上場規程402条(1)aj等)にもかかわらず、実際には「任期満了」との形式的な理由を開示するにとどまる例が多いことが指摘されています。本案では、「任期満了」との記載は、交代理由の開示として不適切であり、より実質的な内容の開示をすべきである旨提言されるとともに、会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定を行う監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会(「監査役等」)に、経営者に対し臨時報告書における

Client Alert

交代理由の開示の充実を促すことを求め、また、会計監査人の交代に関する監査役等の意見を記載することも求める旨が提言されています。

また、 に関しては、金融商品取引法に基づく監査報告書（金融商品取引法 193 条の 2 第 1 項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 3 条）及び会社法に基づく会計監査人監査に関する監査報告書（会社法 396 条 1 項）における説明・情報提供の充実に加え、実務においてほとんど活用されていない、株主総会における会計監査人の意見陳述の機会（会社法 398 条 1 項）も尊重すべきである旨が提言されています。

これらのうち、特に に関しては、直接的には臨時報告書における開示の充実を求めるものですが、その趣旨は、会計監査人の交代に際して株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案や新たな会計監査人の選任議案の株主総会参考書類への記載（会社法施行規則 81 条 2 号、3 号、77 条 3 号）や、会計監査人の解任若しくは不再任又は辞任に関する意見陳述（会社法 345 条 1 項、2 項、5 項）、これらの理由や意見の事業報告への記載（会社法施行規則 126 条 4 号、9 号、会社法 340 条 3 項、会社法 345 条 1 項、2 項、5 項）等についても影響を及ぼすと思われるため、各社において慎重な検討を行う必要があると考えられます。

< 参考資料 >

金融庁「会計監査についての情報提供の充実について（案）」

<https://www.fsa.go.jp/singi/jyouthouteikyousiryou/20181220/01.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhmjapan.com

7. 危機管理：公益通報者保護法改正の方向性を示す - 公益通報者保護専門調査会が報告書を公表

消費者委員会に設置された公益通報者保護専門調査会において、公益通報者保護法について、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策が約 1 年にわたり審議されていたところ、2018 年 12 月に審議の内容を取りまとめた報告書（「本報告書」）が公表されました。本報告書の内容をもとに公益通報者保護法の改正が進められると思われるところ、今後の動向を把握するために重要な報告書といえます。

Client Alert

本報告書では公益通報の現状を踏まえ、複数の論点について改正の方向性が示されているところ、企業活動において重要となる主な論点は以下のとおりです。

保護の対象となる通報者・通報事実の範囲の拡大

公益通報を理由とする不利益取扱いから保護する通報者として、退職者と一定の範囲の役員等を含めるべきとされました。一方で、取引先等事業者については、単に、今後必要に応じて検討を行うべきとされました。

また、現行法では、最終的に刑事罰の対象となる規制違反行為に関する通報のみ保護の対象となっていますが、それに加え、行政罰・行政処分の対象となる規制違反行為に関する通報についても保護の対象とすべきとしています。

内部通報体制整備の義務化

民間事業者に内部通報体制の整備を義務付けるべき（但し、常時雇用する労働者の数が300人以下の場合は努力義務）とされています。履行すべき整備義務の内容については、新たに指針を策定することとし、具体例を示しながら個別の事情に応じて柔軟な体制を取り得るようにすべきとされています。また、同指針について、既に公表されているガイドラインや現在導入が準備されている内部通報認証制度との関係も整理すべきとされています。

通報の保護要件の緩和

行政機関への公益通報（いわゆる2号通報）が保護対象になる要件として、現行法では通報対象事実につき真実相当性（真実と信ずるに足りる相当の理由）が要求されているところ、真実相当性の要件を緩めるべきことが概ね合意されています。

また、報道機関等への公益通報（いわゆる3号通報）が保護対象になる事由として、事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合を追加することが概ね合意されています。

不利益取扱いに対する行政措置の導入

不利益取扱いに対する抑止の観点から、公益通報を理由として通報者に不利益な取扱いをした事業者に対する行政措置（助言・指導、勧告、公表）を導入すべきとされています。一方で、命令制度や刑事罰の導入は、単に、今後必要に応じて検討を行うべきとされました。

多くの論点について改正の具体的な方向性が示された一方、詳細については今後法制的・法技術的な観点から整理を行うべきとされている論点もあります。また、論点によっては法改正後に新たに指針の策定を提言されているものもあり、法改正や実務上の取扱いの議論について今後も動向が注目されます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com
アソシエイト 大川 信太郎
☎ 03-6213-8150
✉ shintaro.okawa@mhmjapan.com

Client Alert

8. 一般民事：給与前払いサービスの提供の貸金業該当性についての金融庁見解

2018年12月20日、経済産業省は、給与前払いサービスの貸金業該当性につき、産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」に係る同省所管事業に関する照会に対する金融庁の回答を公表しました。

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181220006/20181220006.html>)

照会の対象となっていた給与前払いサービスの概要は、以下のとおりであり、このサービス内容を前提として、導入企業の従業員に支払う給与の前払いが労働基準法11条に規定する賃金に該当する場合に、提供企業の行為が、貸金業法2条1項に定める「貸金業」に該当するかが照会内容とされていました。

サービスを導入する企業（「導入企業」）に代わり、導入企業の従業員の申請に応じて、給与前払いサービス提供企業（「提供企業」）が、従業員の勤怠実績に応じた賃金相当額を上限とした給与金額を従業員の給与口座に振り込みます。

導入企業は、従業員に支払われた前払い合計額、銀行振込手数料及び業務委任手数料を照会者に対して支払います（業務委任手数料は、前払額の一定割合が「申請件数×固定金額（数百円）」のいずれかの選択制を検討中）。

導入企業は、従業員に対する賃金の支払い期日に、サービスを利用した従業員に対して、前払い合計額、銀行振込手数料及び業務委任手数料を賃金から控除した金額を支払います。

これに対し、金融庁は、(i)上記サービスは従業員の勤怠実績に応じた賃金相当額を上限とした給与支払日までの極めて短期間の給与の前払いの立替えであって、導入企業の支払い能力を補完するための資金の立替えを行っているものではなく、(ii)手数料についても導入企業の信用力によらず一定に決められているとの前提の下では、導入企業又は従業員に対する信用供与とは言えず、また、(iii)導入企業においても、信用供与を期待しているとまでは言えないことから、貸金業法上の「貸付け」行為に該当せず、貸金業に該当しないものと考えられるとの見解を示しました。

近年、多くの事業者が給与前払いサービスを提供するようになってきましたが、前払金額に対する割合としては高額とも評価できるサービス利用料等を徴収する事例も見られたこともあり、貸金業に該当するものとして無登録で行う場合には適法性に懸念があるとの議論もされていました。今般の金融庁の回答内容は、これに対し、一定のサービス内容を前提として、貸金業に該当しないとの判断を示したもので、実務上、非常に参考になるものです。

但し、給与前払いサービスについては、貸金業に関する議論の他に、労働基準法との関係でそもそも賃金の支払いに該当するかという点も議論されており、金融庁も「賃金支払いの該当性を労働基準法の所管当局にあらかじめ確認する必要がある。」との前提を置いて回答をしていますので、その点は留意が必要です。

パートナー 横田 真一郎
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhmjapan.com

Client Alert

9. M&A: MAE の発生等による合併契約の終了を認めたデラウェア州裁判例 (Akorn v. Fresenius 判決)

M&A 契約においては、契約締結からクローリングまでの間に買収の対象となる会社の事業に「重大な悪影響」(Material Adverse Effect (MAE))が生じていないことをクローリングの前提条件とする「前提条件条項」や、表明保証違反により MAE が生じたことを理由とした「解除条項」が規定されることがあります。

2018 年 10 月 1 日、デラウェア州裁判所は、かかる前提条件条項及び解除条項が規定された合併契約(ドイツの製薬会社 Fresenius Kabi AG(「Fresenius 社」)の子会社を合併消滅会社、アメリカのジェネリック医薬品製薬会社 Akorn, Inc.(「Akorn 社」)を合併存続会社とする合併契約)において、いずれの条項との関係でも MAE を認定し、買収者たる Fresenius 社には、クローリングの拒否及び合併契約の解除が認められる旨判示しました(「本件裁判例」)。

まず、本件裁判例は、前提条件条項との関係で、MAE の有無は、「商業上合理的な期間(数ヶ月ではなく数年)にわたって対象会社の長期的な収益に影響を生じさせるか」が重要な考慮要素であると判示しました。その上で、本件裁判例は、合併契約締結後の Akorn 社は、前事業年度の同一四半期と比較して、売上が 29%、29%、34%、27%、営業利益が 84%、89%、292%、134%、それぞれ減少していること等から、Akorn 社に MAE が生じたと判断し、Fresenius 社によるクローリングの拒否を認めました。

さらに、本件裁判例は、解除条項との関係で、Fresenius 社によって主張された FDA 関連規制等に関する重大なコンプライアンス違反について、ジェネリック医薬品製薬会社である Akorn 社にとって FDA 関連規制の遵守は重要であること、Akorn 社の企業価値は、当該コンプライアンス違反によって約 9 億米ドル減少すると予想されることを認定しました。本件裁判例は、このような定性的・定量的検討を踏まえ、Akorn 社の表明保証違反に該当する当該コンプライアンス違反は、Akorn 社に MAE を生じさせると合理的に予想されると判断し、Fresenius 社による合併契約の解除を認めました。

本件裁判例はデラウェア州法を準拠法とする契約の解釈に関するものではあるものの、日本の M&A 契約実務にも影響を及ぼす可能性があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 足立 悠馬

☎ 03-6266-8997

✉ yuma.adachi@mhmjapan.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、企業開示についての
プリンシプルを公表

金融庁は2018年12月21日、「記述情報の開示に関する原則（案）」（本原則案）を公表しました。

本原則案は、2018年6月28日公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、有価証券報告書における財務情報以外の開示情報について、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上でのプリンシプルベースのガイダンスとして策定されるものです。

本原則案では、望ましい開示に向けた取組みとして、経営方針・経営戦略においては、事業全体だけでなく各セグメントの経営方針・経営戦略等も開示すること、事業等のリスクにおいては、一般的なリスクの羅列ではなく、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載すること、いわゆるMD&Aにおいては、単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、当期における主な取組み、当期実績についての評価、増減の背景や原因についての深度ある分析等を開示すること等といった考え方が示されています。

本原則案は、2019年2月1日までパブリックコメントに付された後、正式に制定されるものと見込まれます。日本企業の法定開示では記述情報は通り一遍の形式的な開示にとどまっているケースが多く、本原則の制定により、企業内容開示のプラクティスが大きく変わる可能性もあり、今後の議論が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhmjapan.com

11. 税務：平成31年税制改正の大綱

2018年12月21日、平成31年度税制改正の大綱（「大綱」）が閣議決定されました。企業法務に与える影響が特に大きい事項としては、例えば、以下のものが含まれています。

株式交換等の後に逆さ合併を行うことが見込まれている場合の適格要件の見直し（大綱64頁）

Client Alert

これまで、株式交換等の後に株式交換等完全親会社を被合併法人とし株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合、当該株式交換等は適格株式交換等に該当しないものとされてきました。平成 31 年度税制改正により、このような場合も適格株式交換等に該当するよう適格要件の見直しが行われる予定です。

合併等の対価に関する要件の見直し（大綱 64 頁）

これまで、合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を交付する合併等は、適格要件及び被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上の繰り延べ要件のうち、対価に関する要件を満たしていませんでした。平成 31 年度税制改正により、上記の法人の株式を交付する合併等も、対価に関する要件を充足できることになる予定です。

過大支払利子税制の見直し（大綱 81 頁以下）

平成 31 年度税制改正により対象となる支払利子等の範囲が拡大され、支払利子等の額から一定の対象外支払利子等の額を控除した残額の合計額からこれに対応する受取利子等の額の合計額を控除した残額（「対象純支払利子等の額」）が本税制の対象となります。調整所得金額の算出に当たっては、受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外する等の措置が講じられることとなり、対象純支払利子等の額のうち、調整所得金額の 20%（現行：50%）を超える部分に相当する金額が、損金の額に算入されないこととなります。また、適用免除基準も見直しが行われる予定です。

移転価格税制の見直し（大綱 84 頁以下）

移転価格税制については、独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF 法）が加えられ、また、評価困難な無形資産に係る取引に係る価格調整措置が新たに導入される予定です。さらに、移転価格税制に係る法人税の更正期間及び構成の請求期間等が 7 年（現行：6 年）に延長されます。

外国子会社合算税制の見直し（大綱 86 頁以下）

平成 31 年度税制改正により、会社単位の合算課税の適用対象となる特定外国関係会社の類型のうち、ペーパー・カンパニーの範囲から、持株会社である一定の外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社、及び資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社を除外する見直しが行われる予定です。

< 参考資料 >

平成 31 年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 高橋 悠

☎ 03-6266-8954

✉ yu.takahashi@mhmjapan.com

Client Alert

12. 中国・アジア（インドネシア）：土地・空間計画省による、「事業許認可統合電子サービス（OSS）に関する政令 2018 年第 24 号」の施行規則の公布

本レター56号で紹介したとおり、インドネシアでは、2018年6月21日に「事業許認可統合電子サービス（OSS）に関する政令 2018 年第 24 号」（「OSS 規則」）が公布・施行されています。

OSS 規則においては、インドネシアにおける土地取得に際して必要となる立地許可（Izin Lokasi）や、立地許可が有効になるために必要な（取得対象の）土地の状況についての検討（Pertimbangan Teknis Pertanahan）に関する規定が置かれていますが、その詳細については、土地を管轄する官庁の制定する規則により定められるものとされてきました。これを受けて、立地許可に関する詳細を定める土地・空間計画省規則 2018 年 14 号が、土地の状況検討に関する詳細を定める土地・空間計画省規則 2018 年 15 号がそれぞれ制定されています。これらの規定が制定されたことにより、土地取得に際して必要となる立地許可の取得手続、立地許可が発行されてから有効になるまでの手続きの流れ等が明確になりました。

具体的には、土地・空間計画省規則 2018 年 14 号において、事業実施に施設を必要とするがまだ当該施設を有していない事業者に対しては条件付立地許可が発行されること、条件付立地許可が発行された場合、事業者は 10 日以内に OSS を通じて条件充足確認の申請を行い、地方政府により条件充足が認められた場合に当該立地許可が有効となること、条件付立地許可が発行された場合には、事業者は当該立地許可が有効になった後にはじめて土地取得を行うことができること、条件が付されていない立地許可が発行される場合には、事業者は直接土地の取得を行うことはできるが、土地利用を行う際には、OSS を通じて土地局に対して土地状況の検討申請を行わなければならないこと等が定められています。

また、土地・空間計画省規則 2018 年 15 号においては、土地状況の検討プロセスについて、土地局により組成される検討チームによる、土地の状況の審査・分析、討論会、土地の利用につき承諾するか否かに関する意見を含む議事録等の作成、土地局長への提出、土地局長による決定という流れで行われること、土地状況の検討の際の考慮要素として、土地の利用が公共の利益を損なわないこと、周囲の土地の利用を阻害しないこと、法令に合致することなどが含まれる旨等が定められています。

パートナー 竹内 哲

☎ +65 6593-9755（シンガポール）

✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

アソシエイト 井上 諒一

☎ 03-6213-8104

✉ ryoichi.inoue@mhmjapan.com

Client Alert

13. 新興国（ロシア）：“pre-retirement-age” employees の解雇規制等の施行

2018年10月3日に公布されていたロシアにおける年金支給開始年齢(定年退職の年齢)の引上げ等に関するロシア連邦法 350 FZ号(「本改正法」)が、2019年1月1日に施行されました。本改正法の施行によって、年金支給開始年齢が男性については60歳から65歳へ、女性については55歳から60歳へそれぞれ引き上げられました。

また、本改正法においては、新たに“pre-retirement-age” employees が定義されることになりました。“pre-retirement-age” employees とは、年金支給開始年齢に5年後に達する者をいいます。

“pre-retirement-age” employees を巡る法的規制については、2018年10月14日にロシア連邦刑法を改正するロシア連邦法 352 FZ号が先行して施行されている点が重要です。当該刑法改正法により、“pre-retirement-age” の労働者の雇用を不当に拒絶する行為及び“pre-retirement-age” の労働者を不当に解雇する行為が禁止されており、当該違反を行った場合には、CEO 又は人事の権限を有する責任者に対し、従前より存在する行政罰に加え、20万ルーブル(約32万円)又は当該違反者が会社より得ている賃金等の収入の18ヶ月分の金額を上限とした罰金が科される可能性があるほか、360時間を上限とする強制労働を科される可能性があります。なお、上記刑法改正法においては、「不当」な解雇か否かの基準が規定されておらず、上記罰則の適用範囲が必ずしも明確ではない点にも留意する必要があります。

上記のとおり、本規制に反した場合の責任は刑事責任であるとされていることから、ロシアにおいて“pre-retirement-age” の労働者を雇用している、又は、当該労働者から雇用を求められた事業者は、上記罰則の運用も含め、今後の実務の動向に十分に注意する必要があります。

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ tomohiro.tsuchiya@mhmjapan.com

アソシエイト 大段 徹次

☎ 03-6213-8180

✉ tetsuji.odan@mhmjapan.com

アソシエイト 四宮 雄紀

☎ 03-5220-1884

✉ yuki.shimiya@mhmjapan.com

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：ICC 国際仲裁裁判所、プラクティスノートを改訂

2018年12月19日、国際商業会議所国際仲裁裁判所（International Chamber of Commerce, International Court of Arbitration、「ICC」）は、ICC 仲裁規則に関するプラクティスノートの改訂を公表し、この改訂による新たなプラクティスノートは2019年1月1日に施行されました。

プラクティスノートとは、ICC 仲裁の手続きに参加する仲裁関係者（仲裁人及び当事者）が ICC 仲裁において留意すべき点をまとめたものであり、仲裁の申立てから仲裁判断に至るまで、仲裁規則の規定の解説を含め実務の取扱いを記載しています。

今回の改訂には、仲裁手続の迅速化・透明性確保・多様化を目的とした様々な項目が含まれており、主要な内容は以下のとおりです。

まず、2019年1月1日以降に付与される仲裁判断（award）は、原則として、仲裁判断の通知から最短で2年間経過後、その全文が公表されることとなりました。但し、仲裁当事者は、異議を唱えることにより公表を阻止したり、仲裁判断の一部をマスキング・匿名化したりすることも可能です。当事者が仲裁手続・判断に係る秘密保持契約を締結している場合は、公表には当事者の同意が必要となります。さらに、ICC 事務局（Secretariat）の裁量で、仲裁判断が公表されない場合もあります。

また、仲裁当事者は、仲裁人の選定に関して、ICC 事務局の助力を得ることが可能となりました。すなわち、仲裁当事者が仲裁人を選定する場合や既に当事者に選定された仲裁人らが首席仲裁人（presiding arbitrator）を選定する場合、ICC 事務局に対して、仲裁人候補者の氏名やかかる仲裁人の経験、対応可能性及び利益相反の存否に関する情報を提供するように依頼することが可能となりました。また、仲裁当事者は、仲裁人の選定手続を、当事者及び ICC 事務局の間の協議に基づき行うことを合意することが可能となりました。合意による選定手続としては、例えば、当事者が ICC 事務局より仲裁人候補者リストの提供を受け、かかるリスト記載の候補者に希望順位を付けたり、望まない候補者を除外したりする手順を経る手続きが考えられます。

さらに、仲裁人及び仲裁人候補者が独立性・中立性に関する事項を仲裁当事者に開示する場合は、仲裁当事者のみならず仲裁の結論につき利害関係を有する者との関係も考慮に入れて行うべきことも記載されています。その他、EU の GDPR 対応に関する項目や、ICC において行われる国際投資仲裁の増加を踏まえた項目も含まれています。

ICC は日本企業にもしばしば利用される仲裁機関であり、国際仲裁手続の利用頻度が国際的にも日本においても高まる中、利用者にとっての利便性確保を目的として、さらに手続きの柔軟化が進むことが予測され、今後の手続実務の発展にも注目が必要です。

パートナー 大野 志保

☎ 03-6266-8539

✉ shiho.ono@mhmjapan.com

アソシエイト 山崎 友莉子

☎ 03-5223-7793

✉ yuriko.yamazaki@mhmjapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『親事業者のための「下請かけこみ寺」対応策 ～独禁法と下請法の基本と勘所を正しく体感・体得！！～』
開催日時 2019年1月15日(火) 14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『株主アクティビズムの最前線～最近の動向から株主総会、M&Aアクティビズムまで～』
開催日時 2019年1月16日(水) 14:00～16:00
講師 松下 憲
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『プライベートバンカーの職業倫理 - 具体的事例・最近の状況を踏まえて - 』
開催日時 2019年1月18日(金) 18:00～19:30
講師 大石 篤史
主催 公益社団法人日本証券アナリスト協会

- セミナー 『インセンティブ報酬設計の実務上の留意点 - インセンティブ報酬の設計に関する法務・税務上の留意点(近時の税務改正・6月総会後の実務動向も踏まえて-)』
開催日時 2019年1月22日(火) 14:00～17:00
講師 奥山 健志、酒井 真
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『EPC契約・建設請負契約の理論と実務～国内プロジェクトファイナンス案件を念頭に、基礎から契約交渉・管理、民法改正による影響まで実践的に解説～』
開催日時 2019年1月25日(金) 14:00～17:00
講師 村上 祐亮
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『第 3827 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コンセッション方式のPFI事業におけるリスク分担の実務ポイント - 契約実務を中心に - 』』

開催日時 2019 年 1 月 28 日 (月) 13:30 ~ 16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応 ~ 「防衛装備移転三原則」等の制定と国際研究開発をはじめ、改正外為法による日米の安全保障貿易管理の動向を踏まえ、企業防衛のノウハウを伝授~ 』

開催日時 2019 年 2 月 1 日 (金) 14:00 ~ 17:00

講師 玉木 昭久

主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『GDPR 対応の最新実務 (雛形解説付) と主要国データ保護規制の最新動向』

開催日時 2019 年 2 月 4 日 (月) 13:00 ~ 17:00

講師 田中 浩之

主催 株式会社経営調査研究会

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『「取引」の実態からみる 税務調査のポイント Q&A』

(2018 年 11 月刊)

出版社 第一法規株式会社

著者 小山 浩

- 本 『設例で学ぶオーナー系企業の事業承継・M&A における法務と税務』

(2018 年 12 月刊)

出版社 株式会社商事法務

著者 大石 篤史、酒井 真、峯岸 健太郎、栗原 宏幸、飯島 隆博、山川 佳子、坂東 慶一、渡邊 峻、山田 彰宏、間所 光洋、村上 博隆、丸山 木綿子

- 本 『コーポレートガバナンス・コードの実務〔第 3 版〕』

(2018 年 12 月刊)

出版社 株式会社商事法務

著者 澤口 実、内田 修平、高田 洋輔、吉田 瑞穂、飯島 隆博、奥田 亮輔、千原 剛

Client Alert

- 本 『M&A 契約研究 理論・実証研究とモデル契約条項』
(2018年12月刊)
出版社 株式会社有斐閣
著者 大石 篤史、関口 健一(共著)
- 論文 「シンガポール上場会社法制の最新動向 - CG コードの改訂と議決
権種類株式上場の解禁等 - 」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2183
著者 小松 岳志、田井中 克之、畠山 佑介、花村 大祐
- 論文 「フェア・ディスクロージャー・ルールへの実務対応の動向 - 社内
規程等の整備と IR 実務対応 - 」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2185
著者 根本 敏光、五島 隆文、森田 理早
- 論文 「中国最新法律事情(226) 公安機関によるインターネット安全監
督検査規定」
掲載誌 国際商事法務 Vol.46 No.12
著者 本間 隆浩、森 規光
- 論文 「金融をとりまく環境変化に応じた休日・共同店舗規制の見直し」
掲載誌 週刊金融財政事情 3284号
著者 白根 央
- 論文 「新株予約権の第三者割当を用いた資金調達の実務ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1533
著者 根本 敏光、五島 隆文
- 論文 「新たな「支払利子の損金算入制限規定」の導入について - 平成
31年度税制改正の展望」
掲載誌 週刊 T&A master No.765
著者 栗原 宏幸
- 論文 「償却費の損金算入開始時期について」
掲載誌 週刊税務通信 No.3537
著者 小山 浩

Client Alert

- 論文 「銀行不祥事の根本原因とその対策 金融庁が求める改善の方向性」
掲載誌 月刊金融ジャーナル 第 59 巻第 12 号
著者 野村 修也

- 論文 「中国ビジネスの規制緩和と外国投資法の立法動向」
掲載誌 日中経協ジャーナル No.299
著者 射手矢 好雄

- 論文 「中国ビジネス法務のリスクマネジメント サイバーセキュリティ
規制への対応」
掲載誌 日中経協ジャーナル No.299
著者 本間 隆浩

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 188 回 連合ユニオン東京 V
社ユニオンほか（労組 HP 上の記述による名誉毀損該当性）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 安部 慶彦

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 190 回 阪急トラベルサポート
（就業規則変更ほか）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 南谷 健太

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media
and Internet Laws and Regulations 2019 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media
and Internet Laws and Regulations 2019 12th Edition
著者 丸茂 彰、林 浩美

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Chandler MHM に新たにシニア・パートナー及びカウンセラーが加入致しました
2019 年 1 月付で、Chatchai Inthasuwan 弁護士が、シニア・パートナー及び訴訟・紛争プラクティスグループのリーダーとして、Chandler MHM に加入します。
また、2018 年 12 月中旬に、Nuanporn Wechsuwanarux 弁護士が、エネルギー、
自然資源及び M&A を専門とするカウンセラーとして、Chandler MHM に加入致
しました。

Chatchai Inthasuwan 弁護士は、米国を本拠とする国際的な法律事務所での勤務

Client Alert

を経て、DLP Piper 法律事務所（タイ）において 2007 年から 2017 年まで訴訟グループのヘッドとして勤める等、タイ及び東南アジア諸国において、30 年に近いキャリアを有しております。同弁護士は、国際仲裁を含むクロスボーダーの紛争事案、及び、金融・通信等を含む広範な分野の規制法において、高い専門性を有しています。

Nuanporn 弁護士は、2002 年からタイでの弁護士経験を有し、かつて Chandler MHM（旧 Chandler & Thong-ek）にて勤務を行っており、その後不動産開発会社及び外資系法律事務所にて勤務しておりました。同弁護士は、政府及び民間の双方のクライアントを代理し、タイ及びラオスにおけるエネルギープロジェクトに豊富な経験を有しています。

Chandler MHM の共同代表パートナーである河井 聡 弁護士は、Chatchai 弁護士及び Nuanporn 弁護士の加入について、「当事務所はトップレベルのプラクティスの更なる強化を進めており、二人の弁護士の加入は、当事務所のタイ及び東南アジア地域におけるクライアントサービスの更なる向上に向けた決意を示すものです。」と述べています。また、これに加えて、Chandler MHM の共同代表パートナーである Niwes Phancharoenworakul 弁護士は、「Chandler MHM は 40 年以上に亘って成長を続けており、両弁護士の加入により、クライアントの期待を満たすだけでなく、期待を上回るサービスを提供するための当事務所の専門性・能力を更に強化することができると考えております。」と述べています。

▶ Chambers Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

Chambers Asia Pacific 2019 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一ランクインしております。詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

分野

JAPAN

- Banking & Finance (Band 1)
- Capital Markets (Band 1)
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)

Client Alert

- Competition/Antitrust (Band 1)
- Corporate/M&A (Band 1)
- Dispute Resolution (Band 2)
- Employment (Band 1)
- Insurance (Band 1)
- Intellectual Property (Band 2)
- Investment Funds (Band 1)
- Projects & Energy (Band 1)
- Real Estate (Band 1)
- Restructuring/Insolvency (Band 2)
- Tax (Band 2)

JAPAN - OSAKA

- General Business Law (Band 3)

MYANMAR

- General Business Law (Band 4)
- General Business Law: International Firms (Band 3)
-

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance (Band 2)
- Corporate/M&A (Band 2)
- Projects & Energy (Band 1)

弁護士

JAPAN

- Banking & Finance
Leading Individual: 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- Banking & Finance: Financial Services Regulation
Senior States people: 石黒 徹
- Capital Markets
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎
Senior States people: 石黒 徹
Up and Coming: 根本 敏光
- Capital Markets: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享

Client Alert

- Competition/Antitrust
Leading Individual: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- Corporate/M&A
Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、
大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博
Recognised Practitioner: 林 宏和
- Dispute Resolution
Leading Individual: 関戸 麦
- Employment
Leading Individual: 高谷 知佐子、荒井 太一
- Insurance
Leading Individual: 増島 雅和
- Intellectual Property
Leading Individual: 三好 豊
- Investment Funds
Leading Individual: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治
- Projects & Energy
Leading Individual: 小林 卓泰
- Real Estate
Leading Individual: 小澤 絵里子
Up and Coming: 石川 直樹
- Restructuring/Insolvency
Leading Individual: 藤原 総一郎、山崎 良太
- Tax
Leading Individual: 大石 篤史
Recognised Practitioner: 酒井 真

MYANMAR

- General Business Law
Leading Individual: ウィン・ナイン
- General Business Law: International Firms
Recognised Practitioner: 武川 丈士

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディボン
Senior States people: アルバート・チャンドラー
Recognised Practitioner: ジョセフ・ティスティウォン

Client Alert

- Corporate/M&A
Leading Individual: ラッタナ・ブーンソムバットラート
 - Projects & Energy
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティステイ
ウォン
Senior States people: アルバート・チャンドラー
- [Chambers FinTech 2019](#) にて高い評価を得ました
Chambers FinTech 2019 において、当事務所は Legal 部門で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士と堀 天子 弁護士が高い評価を得ました。
詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。
- [Who's Who Legal: Japan 2018](#) にて高い評価を得ました
Who's Who Legal: Japan 2018 において、日本を代表する弁護士として、当事務所の弁護士 19 名が選ばれました。

Banking

石黒 徹 (Most Highly Regarded)

佐藤 正謙

松村 祐土

Capital Markets

石黒 徹

佐藤 正謙

鈴木 克昌 (Most Highly Regarded)

Competition

伊藤 憲二 (Most Highly Regarded)

宇都宮 秀樹 (Most Highly Regarded)

眞鍋 佳奈

Construction and Real Estate

佐藤 正謙

諏訪 昇

小澤 絵里子 (Most Highly Regarded)

藤津 康彦

Client Alert

Data

小野寺 良文 (Most Highly Regarded)

増島 雅和

Insurance and Reinsurance

増島 雅和

Litigation

関戸 麦

M&A and Governance

射手矢 好雄

石綿 学 (Most Highly Regarded)

大石 篤史

関口 健一

Private Funds

竹野 康造 (Most Highly Regarded)

三浦 健 (Most Highly Regarded)

➤ **Who's Who Legal: Real Estate 2018 にて高い評価を得ました**

Who's Who Legal: Real Estate 2018 において、佐藤 正謙 弁護士、諏訪 昇 弁護士および小澤 絵里子 弁護士が選ばれました。

➤ **日本経済新聞の「企業法務・弁護士調査 2018 年」において高い評価を得ました**

日本経済新聞社による第 14 回「企業法務・弁護士調査」の、2018 年に活躍した弁護士ランキング(企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング(企業票 + 弁護士票))において、当事務所の弁護士が以下の通り選ばれました。

企業法務分野

澤口 実 (企業 8 位、総合 7 位)

菊地 伸 (企業 6 位、総合 9 位)

石綿 学 (企業 6 位、総合 9 位)

危機管理分野

藤津 康彦 (総合 10 位)

Client Alert

国際経済法・通商分野

射手矢 好雄（企業 4 位、総合 8 位）

江口 拓哉（企業 2 位、総合 6 位）

梅津 英明（企業 5 位、総合 5 位）

- 当事務所がパートナーを務める難民支援協会から年次報告書が発行されました
- 石綿 学 弁護士が経済産業省「公正な M&A の在り方に関する研究会」委員に就任しました

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com